

ゆうちょ銀行(郵便局)を利用される
特別徴収義務者の方へ(お願い)

特別徴収額の納入に九州(沖縄県を除く)以外の
ゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、当市の
金融機関として指定しなければなりません。

最初に納入される際、右の「指定通知書」をその
ゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。
前年と引き続き同じゆうちょ銀行(郵便局)で納入
する場合は再提出不要です。

なお、簡易郵便局では、取り扱いできない場合が
あります。

切
り
と
り
線

ゆうちょ銀行

支店長様

年 月 日

郵便局長様

熊本県山鹿市長 早 田 順



指 定 通 知 書

貴局(店)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市・県民税特

別徴収税額の納入取扱局(店)に指定しましたので通知します。

口 座 番 号 01790-8-961083

加入者の名称 山鹿市会計管理者

取りまとめ店 〒812-8794 福岡貯金事務センター